

8 温泉法

〔温泉ゆう出目的の土地掘削許可〕（第3条第1項）

| | |
|----------|---|
| 法の趣旨 | 温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与する。 |
| 許可の必要な行為 | <p>温泉をゆう出させる目的での土地掘削や試掘を行う場合。</p> <p>※ 温泉とは 地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く）で、温度が25℃以上又は定められた物質が一定量以上含有するものをいう。</p> |
| 許可の基準 | <p>1 掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有すること。</p> <p>① 他人の土地の場合 土地使用の契約書又は同意書の添付</p> <p>② 他法令の制限がある場合 解除又は許可済みであること</p> <p>※ 他法令とは 国立公園特別地域での土石採取許可、農地の場合の農地転用許可、保安林の解除、砂防指定地内での掘削許可等</p> <p>2 掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認められないこと。</p> <p>3 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合すること。（災害防止に関する技術上の基準→温泉法施行規則第1条の2）</p> <p>4 掘削が公益を害するおそれがあると認められないこと。</p> <p>5 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であること。</p> <p>※・温泉法第4条第1項第4号 申請者が温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>・温泉法第4条第1項第5号 申請者が土地掘削の許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。</p> <p>・温泉法第4条第1項第6号 申請者が法人である場合において、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。</p> |
| 許可権者 | 知事 |

| | |
|---------------------------------|--|
| 許可の必要な区域 | 県内全域 |
| 温泉掘削の制限区 | <p>源泉の集中状況、利用状況等により県内を温泉保護地域、温泉準保護地域、一般地域に分類している。</p> <p>温泉保護地域では新たな掘削は原則として認めない。</p> <p>温泉準保護地域、一般地域では掘削の制限がある。</p> |
| 担当機関 | <p>本 庁 保健福祉部 薬務課 出 先 保健福祉事務所（保健所） 生活衛生部 衛生推進課 環境衛生チーム （県北、県中、県南、会津、相双） 保健福祉事務所（保健所） 生活衛生部 衛生推進課 （南会津）</p> <p>福島市 福島市保健所 衛生課 生活衛生係 郡山市 郡山市保健所 生活衛生課 環境衛生係 いわき市 いわき市保健所 生活衛生課 環境衛生係</p> |
| <p>手続フローチャート 【温泉掘削許可申請】</p> | <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[保健所長 (現地調査)] B -- 副申 --> C[知事] C -- 諮問 --> D[自然環境 保全審議会 温泉部会] D -- 答申 --> C C -- 経由 --> A C -- 許可 --> A </pre> |
| 備考 | <p>1 温泉掘削許可申請に当たり、掘削地点を中心とし半径1,000m以内の温泉保護地域、温泉準保護地域の既存源泉、半径300m以内の一般地域の既存源泉の所有者又は管理者等の同意を要する。</p> <p>2 温泉保護を目的とした地域設定（福島県温泉保護利用対策要綱）</p> <p>温泉保護地域 飯坂、土湯、磐梯熱海、東山、多田野</p> <p>温泉準保護地域 天王寺・穴原、高湯、岳、小町、湯沢の湯、天栄の湯、羽鳥、母畑、甲子、横向、沼尻・中ノ沢、川上、翁島、芦ノ牧、大塩・裏磐梯、熱塩、柳津、玉梨・八町、昭和、湯倉・橋立、大塩、滝沢、西山、宮下、早戸、沼沢、湯野上、湯ノ花、木賊、檜枝岐、南郷、只見、常磐湯本</p> <p>一般地域 温泉保護地域、温泉準保護地域を除く地域</p> |